

エコログ Gas

料金表

供給エリア

【東京ガスネットワーク株式会社の供給区域（東京
地区等）】

株式会社エコログ

〔2026年10月1日改定版〕

<目次>

1 適用.....	3
2 対象となるお客さま.....	3
3 ガスプラン種別等.....	3
4 料金表で定める事項.....	14
5 契約解除料等.....	16
6 その他.....	16
別表.....	18

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまにガスを供給するときの供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

- イ 供給約款の定めに基づき、当社との間でガス供給契約が成立しているお客さま
- ロ 一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給地区のうち「東京地区等」に位置付けられる区域（ただし、日立市は除く）において当社にお申し込みをし、ガス供給契約が成立しているお客さま
- ハ 当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客さま

3 ガスプラン種別等

(1) ガスプランの種別と契約期間は以下のとおりといたします。なお、各ガスプランの料金表はそれぞれ別表にて定めます。

ガスプラン	契約期間	対象となるお客さま
エコログ Gas スタンダードプラン ハイホーガススタンダードプラン BiZiMo ガススタンダードプラン EPARK ガススタンダードプラン みんくすガススタンダードプラン ※上記契約種別の総称を、以下「スタンダードプラン」といいます。	料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社のいずれからでもガス供給契約の終了または変更の申出がない場合は、ガス供給契約は満了日の翌日から 3 年間同一条件で更新され、以後同様といたします。	法人または個人事業主のお客さま向けのプランです。
エコログ Gas ダブル割プラン EPARK ガスダブル割プラン ※上記契約種別の総称を、以下「ダブル割プラン」といいます。	料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社の	

	いずれからもガス供給契約の終了 または変更の申出がない場合は、 ガス供給契約は満了日の翌日から 3年間同一条件で更新され、以後 同様といたします。	
エコログ Gas E ガスプラン (※3)	料金適用開始の日から、供給約款 の定めに基づきガス供給契約が終 了する日までといたします。	
エコログ Gas アドバンスプラン (※1)	料金適用開始の日から、供給約款 の定めに基づきガス供給契約が終 了する日までといたします。	
エコログ Gas アドバンスアルファ (※2)	料金適用開始の日から、供給約款 の定めに基づきガス供給契約が終 了する日までといたします。	
エコログ Gas ライトプラン	料金適用開始の日から、3年後の 日の属する月の末日までといたし ます。なお、契約期間満了日の15 日前までにお客さままたは当社の いずれからもガス供給契約の終了 または変更の申出がない場合は、 ガス供給契約は満了日の翌日から 3年間同一条件で更新され、以後 同様といたします。	
エコログ Gas ファミリープラン	料金適用開始の日から、供給約款 の定めに基づきガス供給契約が終 了する日までといたします。	個人のお客さま 向けのプランで す。
キンライサーガス	料金適用開始の日から、供給約款 の定めに基づきガス供給契約が終 了する日までといたします。	個人のお客さま 向けのプランで す。

※1：2022年6月30日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

※2：2023年10月31日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

※3：2024年3月31日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

(2)お客さまは、本料金表に別段の定めが無い限り、以下の附帯サービスを利用することができるものとし、2023年5月31日以前にお申込みのお客さまのガス供給契約については、以下の附帯サービスが自動的に附帯し、2023年6月1日以降にお申込みのお客さまのガス

供給契約については、以下の附帯サービスをお客さまの任意により選択的に附帯することができます。なお、2023年5月31日以前にお申込みのお客さまのうち、当社が取扱う電気の供給契約とガス供給契約を同時に申し込むお客さまについて、同一の附帯サービスが重複する場合は、当該サービスはガス供給契約に附帯するものいたします。

附帯サービスの名称	附帯サービスの内容
<p>サポートパック (2022年8月31日以前にガス供給契約をお申込みのお客さま)</p>	<p>イ 匠ワランティアアンドプロテクション株式会社（以下「匠W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠W&Pの間で締結されるものとします。</p> <p>ロ サポートパックのサービス内容は、匠W&Pが定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ お客さまは、お客さまと匠W&Pとの間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠W&Pが当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、ホの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠W&Pおよび当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額3,278円（税込）とします。[匠W&Pにおける通常料金：月額4,378円（税込）]</p> <p>ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポー</p>

	<p>トパックを契約する場合には、ホに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>ト お客様と当社とのガス供給契約が終了した場合、お客様と匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客様の手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。</p>
<p>サポートパック (2022年9月1日以降かつ2023年12月31日以前にガス供給契約をお申込みのお客様)</p>	<p>イ 匠ワランティアアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客様と匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客様はサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ お客様は、お客様と匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客様に対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額4,378円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時において、サポートパックが自動附帯</p>

	<p>されたお客さままたはサポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>へ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>ト お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。</p>
<p>サポートパック (2024年1月1日以降にガス供給契約をお申し込みのお客さま)</p>	<p>イ 匠ワランティアアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲</p>

	<p>渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額4,378円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時において、サポートパックが自動附帯されたお客さままたはサポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>ト お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠W&Pとの間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。</p>
<p>設備メンテナンスサービス (2023年5月31日以前にガス供給契約をお申込みのお客さま)</p>	<p>イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。</p> <p>ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテ</p>

	<p>ナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円 (税込) とします。</p> <p>ホ お客様は、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附带サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>ヘ お客様と当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客様は、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。</p>
<p>設備メンテナンスサービス (2023 年 6 月 1 日以降かつ 2023 年 12 月 31 日以前にガス供給契約をお申込みのお客様)</p>	<p>イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。</p> <p>ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」(以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。)の規定のとおりとし、お客様は設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ニ 附带サービス料金(月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。)は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 4,378 円 (税込) とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附带を選択されたお客様に限り適用いたします。</p> <p>ホ お客様は、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附带サービスを元に戻すことはできず、別途オプション</p>

	<p>サービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>へ お客様と当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。</p>
<p>設備メンテナンスサービス (2024年1月1日以降にガス供給契約をお申し込みのお客さま)</p>	<p>イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。</p> <p>ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」(以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月1日とします。</p> <p>ニ 附帯サービス料金(月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。)は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額4,378円(税込)とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申し込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。</p> <p>ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。</p> <p>へ お客様と当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービス</p>

	の利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。
--	--

(3)各ガスプランにおいて、特約事項があるものについては以下のとおりといたします。

ガスプラン	特約事項
エコログ Gas スタンダードプラン エコログ Gas ダブル割プラン エコログ Gas アドバンスプラン エコログ Gas アドバンスアルファ エコログ Gas ライトプラン	<p>イ 左記の対象プランのお客さまは、当社と株式会社アクセルとの提携により、株式会社アクセルが提供する「エコログ光」と当社が提供する左記の対象プランのガス供給サービスの両方を利用することによって、エコログ光の利用料金の割引等その他の当社または株式会社アクセルが定める優待を受けることができます。</p> <p>ロ 理由の如何を問わず、お客さまと株式会社アクセルの間のエコログ光の利用契約がすべて終了した場合、当社が別途認める場合を除き、左記の対象プランに係るガス供給契約も終了するものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾して、エコログ光の利用契約または左記の対象プランに係るガス供給契約を締結するものとします。</p>
スタンダードプラン ダブル割プラン エコログ Gas ライトプラン (※4)	<p>イ 左記の対象プランのお客さまであって、かつ2024年5月1日以降にガス供給契約をお申込みの法人のお客さまは、60ヶ月間当社からのガスの受給を継続いただくことを条件に、以下の内容の割引（以下、「長期割引」といいます。）を受けることができます。</p> <p>ロ 長期割引は、ハに定める起算日が属する月から起算して12ヶ月目までの料金のうち、基本料金を無料とする特典です。</p> <p>ハ 長期割引の起算日は、お客さまがガス供給契約のお申込みと同時に長期割引の適用を申込み場合は、料金適用開始の日とし、すでにガス供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長期割引の適用を申込み場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日の翌日とします。</p> <p>ニ ハに定める起算日から起算して60ヶ月間が満了する前にガス供給契約が終了する場合、5（契約解除料等）に定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、ガス供給契約の終了時まで長期割引を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。</p>
スタンダードプラン ダブル割プラン	<p>イ 左記の対象プランのお客さまであって、かつ2025年9月1日以降にガス供給契約をお申込みの法人のお客さまは、60ヶ月間当社からのガスの受給を継続いただくことを条件に、以下</p>

<p>エコログ Gas ライトプラン</p>	<p>の内容の割引（以下「長割」といいます。）を受けることができます。</p> <p>ロ 長割は、ハに定める起算日が属する月から起算して6ヶ月目までの料金のうち、基本料金を半額とする特典です。</p> <p>ハ 長割の起算日は、お客さまがガス供給契約のお申込みと同時に長割の適用を申込む場合は、料金適用開始の日とし、すでにガス供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長割の適用を申込む場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日の翌日とします。</p> <p>ニ ハに定める起算日から起算して60ヶ月間が満了する前にガス供給契約が終了する場合、5（契約解除料等）に定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、ガス供給契約の終了時まで長割を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。</p>
<p>ダブル割プラン</p>	<p>イ ダブル割プランは、当社が取扱う電力供給サービス（プラン名称の末尾が「ダブル割プラン」のプラン）とのセット契約を前提とするプランであり、電力供給契約とガス供給契約を同時に申し込みいただきます。</p> <p>ロ ガスの供給開始日の属する月は、原則として電力の供給開始日の属する月と同月といたします。（検針日等の関係で、同月とならない場合もあります。）</p> <p>ハ 理由の如何を問わず、ダブル割プランに係る電力供給契約が終了する場合、ダブル割プランに係るガス供給契約も終了するものといたします。</p> <p>ニ お客さまは、ダブル割プランに係る電力供給契約について、別途当社の電気供給約款の定めに従うものとします。</p>
<p>エコログ Gas E ガスプラン</p>	<p>イ エコログ Gas E ガスプランは、当社と株式会社 EPARK グルメとの提携により、株式会社 EPARK グルメが提供する「EPARK グルメ」、「広告サポートパック」、「Resty サポートパック」、「Gour-ri」、「オリジナルホームページ」、「GMB 運用代行」、「Google マイビジネス設定代行サービス」、「撮影費用（撮影、写真共有）」、「QSC 改善アンケート」または「ValuePage」（以下、総称して「EPARK グルメ社提供サービス」といいます。）のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。</p>

	<p>ロ お客さまと株式会社 EPARK グルメの間の EPARK グルメ社提供サービスの利用契約がすべて終了する場合、その終了の理由の如何を問わず、当該利用契約の終了月の翌月の検針日の翌日より、お客さまと当社との間のガス供給契約は、自動的にエコログ GasE ガスプランからエコログ Gas スタンダードプランに変更されるものといたします。なお、この場合、変更後のエコログ Gas スタンダードプランの契約期間は、当該プラン変更日から起算するものとし、エコログ GasE ガスプランのご利用期間は含まれないものといたします。</p> <p>ハ ロの定めのとおり、一度エコログ Gas スタンダードプランに変更されたお客さまが、再度 EPARK グルメ社提供サービスの利用を開始された場合、当社の指定する方法にて当社にお申し出いただくことにより、再度エコログ GasE ガスプランを利用することができます。ただし、この場合、エコログ Gas スタンダードプランを解約して再度エコログ GasE ガスプランをご契約いただくこととなりますので、5（契約解除料等）に定めるとおり、エコログ Gas スタンダードプランの解約に係る契約解除料が発生する場合があります。</p> <p>ニ エコログ GasE ガスプランのお客さまは、(2)の定めにかかわらず、設備メンテナンスサービスを附帯サービスとして利用することはできないものとします。（別途オプションサービスとしてのお申込みは可能ですが、この場合、(2)「設備メンテナンスサービス」ニに定める無料期間は適用されないものとします。）</p>
<p>ハイホーガススタンダードプラン</p>	<p>イ ハイホーガススタンダードプランは、当社と株式会社ハイホーとの提携により、株式会社ハイホーが提供する「hi-ho ひかり」のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。但し、ハイホーガススタンダードプランのガス供給契約の途中でお客さまと株式会社ハイホーの間の hi-ho ひかりの利用契約がすべて終了した場合でも、当該ガス供給契約が終了するまでの間は引き続きハイホーガススタンダードプランをご利用いただけるものといたします。</p>
<p>BiZiMo ガススタンダードプラン</p>	<p>イ BiZiMo ガススタンダードプランは、当社と株式会社アクセルとの提携により、株式会社アクセルが提供する「BiZiMo 光」のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。但し、BiZiMo ガススタンダードプランのガス供給契約の途中でお客</p>

	<p>さまと株式会社アクセルの間のBiZiMo光の利用契約がすべて終了した場合でも、当該ガス供給契約が終了するまでの間は引き続きBiZiMoガススタンダードプランをご利用いただけるものといたします。</p>
<p>EPARK ガススタンダードプラン EPARK ガスダブル割プラン</p>	<p>イ 左記の対象プランは、当社と株式会社EPARKの提携により、EPARK および EPARK のオフィシャルパートナーの加盟店に対して、当社のガスを供給するプランです。但し、左記の対象プランのガス供給契約の途中でお客様の EPARK および EPARK のオフィシャルパートナーの加盟店契約がすべて終了した場合でも、当該ガス供給契約が終了するまでの間は引き続き左記の対象プランをご利用いただけるものといたします。</p>
<p>みんくすガススタンダードプラン</p>	<p>イ みんくすガススタンダードプランは、当社と株式会社くすりの窓口の提携により、くすりの窓口サービスの加盟店に対して、当社のガスを供給するプランです。但し、みんくすガススタンダードプランのガス供給契約の途中でお客様と株式会社くすりの窓口の間のくすりの窓口サービスの加盟店契約がすべて終了した場合でも、当該ガス供給契約が終了するまでの間は引き続きみんくすガススタンダードプランをご利用いただけるものといたします。</p> <p>ロ みんくすガススタンダードプランのお客さまは、(2)の定めにかかわらず、サポートパックを附帯サービスとして利用することはできないものとします。</p>
<p>エコログ Gas ファミリープラン</p>	<p>イ エコログ Gas ファミリープランのお客さまは、(2)の定めにかかわらず、(2)に記載の各サービスを附帯サービスとして利用することはできないものとします。</p>
<p>キンライサーガス</p>	<p>イ キンライサーガスは、当社と株式会社キンライサーの提携により、キンライサーが提供するサービスの利用者に対して、当社のガスを供給するプランです。</p> <p>ロ キンライサーガスのお客さまは、(2)の定めにかかわらず、(2)に記載の各サービスを附帯サービスとして利用することはできないものとします。</p>

※4：2025年8月31日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

4 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。）

を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- (2) 当社は毎月(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により本料金表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2のとおりとします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= (\text{基準単位料金} + \text{原料費調整単価} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= (\text{基準単位料金} - \text{原料費調整単価} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

(備考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整単価は小数点第3位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整単価は小数第3位を切り上げたものとします。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トンあたり)

86,100円

- ② 平均原料価格(トンあたり)

別表第2に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9088 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0987$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

(4) 当社は、供給約款に定める適用料金の事前のお知らせにかかわらず (2) で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上での開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

5 契約解除料等

3 (ガスプラン種別等) に定める種別ごとに、以下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

ガスプラン	請求条件および内容
スタンダードプラン	更新月 (供給開始日が属する月 (ガス供給契約が更新された場合には、更新された月) から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として金 3,850 円 (不課税) をお支払いいただきます。
ダブル割プラン	更新月 (供給開始日が属する月 (ガス供給契約が更新された場合には、更新された月) から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として金 5,000 円 (不課税) をお支払いいただきます。
エコログ Gas ライトプラン	更新月 (供給開始日が属する月 (ガス供給契約が更新された場合には、更新された月) から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として金 10,000 円 (不課税) をお支払いいただきます。

6 その他

本料金表は、2026 年 10 月 1 日以降に最初に到来する検針日の翌日より開始する料金算定期間から実施いたします。

以上

制改定履歴（別表含む）

2021年5月1日 制定

2021年11月1日 改定

2021年12月1日 改定

2022年2月1日 改定

（2022年4月8日訂正）

2022年7月1日 改定

2022年9月1日 改定

2023年6月1日 改定

2023年7月1日 改定

2023年11月1日 改定

2023年12月1日 改定

2024年1月1日 改定

2025年3月4日 改定

2025年9月1日 改定

2026年4月1日 改定

2026年10月1日 改定

別 表

1 料金表

各料金表は、ガスプランの種別に応じて、以下の定義により適用するものとします。

ガスプラン	適用する料金表区分
スタンダードプラン	料金表区分①
ダブル割プラン	料金表区分①
エコログ Gas E ガスプラン	料金表区分①
エコログ Gas アドバンスプラン	料金表区分②
エコログ Gas アドバンスアルファ	料金表区分②
エコログ Gas ライトプラン	料金表区分②
エコログ Gas ファミリープラン	料金表区分①
キンライサーガス	料金表区分①

料金表区分①

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 20 立方メートル以下の場合	料金表 A
20 立方メートルをこえ 80 立方メートル以下の場合	料金表 B
80 立方メートルをこえ 200 立方メートル以下の場合	料金表 C
200 立方メートルをこえ 500 立方メートル以下の場合	料金表 D
500 立方メートルをこえ 800 立方メートル以下の場合	料金表 E
800 立方メートルをこえる場合	料金表 F

料金表区分②

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 20 立方メートル以下の場合	料金表 A
20 立方メートルをこえ 80 立方メートル以下の場合	料金表 B
80 立方メートルをこえる場合	料金表 C

■スタンダードプラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	8 6 3 . 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	170.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,145.70円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,312.90円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	153.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,939.90円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	150.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 119. 90 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	141. 66 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	11, 971. 90 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	133. 96 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■ダブル割プラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	818. 10 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	170. 81 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 085. 40 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	155. 96 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 243. 80 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	153. 76 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 837. 80 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	150. 46 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E（料金表区分①）

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	5,797.80円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F（料金表区分①）

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	11,341.80円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ GasE ガスプラン料金表

料金表A（料金表区分①）

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	845.37円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.85円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 121. 58 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145. 04 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 285. 26 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	143. 00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 899. 06 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139. 93 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 991. 06 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	11,719.86円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.58円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas アドバンスプラン料金表

料金表A(料金表区分②)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	863.55円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	170.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B(料金表区分②)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,145.70円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C(料金表区分②)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	0.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	--------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	157.50円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas アドバンスアルファ料金表

料金表A(料金表区分②)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	863.55円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	170.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B(料金表区分②)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,145.70円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.96円
------------	---------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 4. 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas ライトプラン料金表

料金表 A (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	8 6 3. 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 0. 8 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 1 4 5. 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 5. 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 4. 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas ファミリープラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	8 8 1. 7 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 0. 8 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 1 6 9. 8 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 5. 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,340.54円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	153.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,980.74円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	150.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,248.74円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1 2, 2 2 3. 9 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 3. 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■ キンライサーガス料金表

料金表A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	8 8 1. 7 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 5. 6 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 1 6 9. 8 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 1. 2 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 3 4 0. 5 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 9. 1 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 9 8 0. 7 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5. 9 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6, 2 4 8. 7 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 7. 4 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1 2, 2 2 3. 9 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.94円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■キンライサーガス06料金表

料金表A(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	827.19円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.44円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,097.46円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.92円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C(料金表区分①)

イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,257.62円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.92円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 8 5 8. 2 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 6. 9 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 8 6 2. 2 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 8. 9 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1 1, 4 6 7. 8 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1. 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■キンライサーガス 10 料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	8 2 2 . 6 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 4 . 5 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 0 9 1 . 4 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 1 . 1 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 2 5 0 . 7 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9 . 1 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 848. 01円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136. 17円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 830. 01円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128. 20円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	11, 404. 81円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121. 23円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

2 調整単位料金の適用基準

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。